

周防大島地域振興クーポン券を発行します

新型コロナウイルス感染症拡大が長引く中、町民の生活応援および町内の商工業の活性化を図ることを目的に、令和3年4月1日に住民票が周防大島町にある方へ「周防大島地域振興クーポン券（500円割引券を1人につき10枚）」を発行します。

このクーポン券は、周防大島町内の加盟店で1000円（税込）の買い物に対し1枚（500円割引）の使用ができます。町内での買い物の際には是非ご使用ください。なお、加盟店募集は周防大島町商工会で随時受け付けています。



▲周防大島地域振興クーポン券（見本）

■クーポン券送付時期

6月下旬

■クーポン券使用期間

7月1日～12月31日

■問い合わせ

クーポン券について

商工観光課 商工観光班

☎0820(79)1003

■加盟店募集について

周防大島町商工会

☎0820(79)0300

重度心身障害者の方には医療費を助成しています

重度心身障害者医療費助成制度とは、一定の障害等がある方が医療を受けた際の医療費を公費で負担する制度です。

本来であれば、医療機関の窓口で一部負担金を受給者から徴収しなければならぬところですが、本町では、米軍再編交付金を活用し、その一部負担金を全額補助していますので、今までどおり保険適用分にかかる医療費の自己負担はありません。

■対象となる人の要件

- ① 身体障害者手帳1級から3級をお持ちの方
- ② 療育手帳Aをお持ちの方
- ③ 精神障害者保健福祉手帳1

■級をお持ちの方

④ 障害年金1級の受給者

⑤ 特別児童扶養手当1級の受給者等

■助成の要件

対象となる人の要件のいずれかに該当し、一定の所得制限額を超えない方は、お近くの総合支所か出張所で申請をしてください。（所得制限額についてはお問い合わせください）

なお、すでに受給している65歳未満の方には更新書類を送付していますので、手続きのお済みでない方は6月中に手続きをしてください。

ただし、65歳以上の方については更新手続きをする必要はありませんので、新しい受給者証を6月末までに郵送します。

■手続きに必要なもの

印鑑、健康保険証、対象になる要件が確認できるもの（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、障害年金証書など）、個人番号がわかるもの（マイナンバーカード等）

■受給者証有効期間

7月1日～令和4年6月30日

■問い合わせ

福祉課 民生福祉班

☎0820(77)5505

6月は児童手当「現況届」の提出をお忘れなく

児童手当を受けている方は、毎年6月に「現況届」を提出しなければなりません。この届は、毎年6月1日における状況を記載し、引き続き手当を受ける要件があるかどうかを確認するためのものです。この届の提出がないと、6月以降の手当が受けられなくなりしますので、ご注意ください。（※公務員の方は、勤務先へ提出してください）

先へ提出してください）

■提出期限 6月30日(水)

■現況届に必要なもの

印鑑、健康保険証（別途書類の提出が必要となる場合があります）

■受給資格

中学校修了前（15歳到達後、最初の3月31日まで）の児童を養育している方。

■児童手当の額

- ・ 3歳未満 月額1万5千円
- ・ 3歳以上～小学校修了前 月額1万円
- ・ 3歳以上以降は1万5千円

（第3子以降は1万5千円）

■中学生 月額1万円

ただし、所得制限以上の場合はこの月額は適用されず、児童1人あたり月額5千円が支給されます。

※第3子の数え方に関する補足
養育する児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童）のうち、年長者から第1子、第2子：と数えます。

■手続き

福祉課、各総合支所・出張所

■問い合わせ

福祉課 民生福祉班

☎0820(77)5505

教科書展示会

小学校・中学校・高等学校の教科用図書を展示しています。どなたでも閲覧できますので、ご利用ください。

■期間

7月28日(水)まで

午前8時30分～午後5時15分
（土日祝日を除く）

■場所

周防大島町東和教科書センター（東和総合センター2階）

■問い合わせ

学校教育課

☎0820(78)2204